

「相続・贈与税顧問」

平成24年相続税対応版のご案内 (Ver.H24.1)

平素、弊社製品をご愛顧いただき誠にありがとうございます。
標記の件につきましてご案内申し上げます。
よろしくご査収のほどお願いいたします。
なお、当内容は、予告なく変更されることがあります。
あらかじめご了承ください。

発売予定日

2012年9月18日リリース予定

バージョンアップ対象

Ver.H2 3.1 以降

改正内容

税制改正内容

システムに関する税制改正のうち主なものは以下のとおりです。

1. 山林についての相続税の納税猶予制度の創設

(1) 特例の概要

森林法に基づき計画に従った山林経営を行ってきた被相続人の所有する山林のすべてを、相続人のうち一人が相続または遺贈により取得し、引き続きその計画に従って山林経営を行う場合は、納付すべき相続税のうち、山林の価額の80%に対応する相続税の納税が猶予されます。→適用時期:平成24年4月1日以降に開始する相続または遺贈

(2) 様式の追加

次の様式が追加(変更)になります。・第8の3表 山林納税猶予税額の計算書、第8の3表の付表、第8の4表

2. 特定森林経営計画山林への名称変更

措置法第69条の5 特定計画山林について「特定森林施業計画対象山林」が「特定森林経営計画対象山林」に名称変更されました。

3. 東日本大震災に伴う災害減免法適用時期の終了

東日本大震災に伴う災害減免法の適用は平成23年3月10日で終了しました。

4. 帳票フォームの変更

複数の帳票で、項目や文言が変更されています。

システムでは
次のように対応します!

システムの対応

1. 山林についての相続税の納税猶予制度の創設への対応※

(1) 相続人情報の山林納税猶予者の設定項目追加

相続人情報登録画面に、「納税猶予(山林)」を追加します。林業経営相続人を選択した相続人は、第8の3表の相続人として表示されます。

(2) 申告書第8の3表の入力画面追加

相続人情報で、林業経営相続人を選択した相続人について、山林納税猶予税額を設定する画面を追加します。

2. 特定森林経営計画山林への名称変更「森林施業計画山林」が「森林経営計画山林」に変更されたため、申告書メニューや入力画面の名称を変更します。

3. 災害減免法ファイル出力削除

「管理帳票メニュー」の「災害減免法ファイル出力メニュー」と「電子マニュアルメニュー」の「管理帳票」ボタンを削除します。

4. 申告書メニュー、印刷メニューの変更

様式の変更に合わせて申告書メニュー、印刷メニュー、一括印刷メニュー等を変更します。

5. フォームの変更

様式変更と追加に対応します。

※山林の相続税納税猶予制度創設に伴う「第8の3表」及び「第8の3表の付表」の帳票の印刷には対応しておりません。

その他対応内容と注意点

その他対応内容は次のとおりです。

1. 税務代理権限証書・添付書面（相続税・贈与税共）の Enter キーでの移動設定
税務代理権限証書の添付書面（第1項、第2項）の入力画面に「Enter で下に移動」のチェックボックスを追加します。
従来は、Enter キーで右に移動しましたが、チェックボックスを ON にすると下に移動します。相続税、贈与税どちらの税務代理権限証書も対応します。
2. 財産評価顧問 Ver.24.10 との連動に対応
財産評価顧問 平成 24 年版からの財産データの連動に対応します。
財産評価顧問 平成 24 年版を購入しない場合、次のように財産評価顧問 平成 23 年版から財産データを連動して、相続・贈与税顧問 平成 24 年版に移行することができます。
①相続・贈与税顧問平成 23 年版と財産評価顧問平成 23 年版で財産データを連動します。
②相続・贈与税顧問平成 24 年版で①のデータを<旧バージョンデータ読込>を行います
3. 東日本大震災に伴う災害減免法適用時期の終了
東日本大震災に伴う災害減免法の適用は平成 23 年 3 月 10 日で終了しました。相続開始なので、災害減免法ファイル出力機能を削除します。

注意点等

1. 平成 24 年 3 月 31 日以前開始の相続税の申告について
相続・贈与税顧問 Ver.H24.10 は、平成 24 年 4 月 1 日以降開始の相続税の申告に対応しております。平成 24 年 3 月 31 日以前開始日の様式には対応しておりません。
平成 24 年 3 月 31 日以前開始の相続の申告は、必ず相続・贈与税顧問 平成 23 年版をお使いください。
2. 平成 23 年版での先行入力について
「相続・贈与税顧問 Ver.H24.10」のリリース前に、平成 24 年の相続案件が発生した場合は、平成 23 年版でデータを先行入力することができます。
平成 23 年版で入力した案件データは、平成 24 年版の「旧バージョンデータ読込」で取り込んでから、入力データの見直しを行ってください。このとき、平成 24 年 1 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日開始の相続案件は、平成 23 年版を使用しますので、平成 24 年版に読込まないよう、ご注意ください。万が一、平成 24 年 3 月 31 日以前開始の相続案件を平成 24 年版で読込んだ場合は、平成 24 年版の案件を削除して、平成 23 年版の案件データをお使いください。
3. 相続・贈与税顧問 平成 24 年贈与税対応版について
別途平成 25 年 1 月末に、平成 24 年贈与税申告書に対応した「相続・贈与税顧問 平成 24 年贈与税対応版」をリリースする予定です。このプログラムでは、贈与税の改正に伴う対応の他、国税庁のホームページに掲載されている贈与税の電子申告について対応を検討中です。改正内容と対応内容が明確になりましたら、別途ご連絡いたします。

保守にご加入されていない方

平成24年税制改正に対応した「相続・贈与税顧問 Ver.H24.1」は、
2012年9月中旬リリースです。お早目の保守ご加入をお願いいたします。

ポイント1

安心電話サポート

システムの操作に関する不明点をお問い合わせいただけます。

ポイント2

法改正・機能アップ製品の無償提供

法改正・機能アップ等に伴うバージョンアップ版を無償でご提供いたします。

ポイント3

原本ディスクの破損交換サービス

原本ディスクが破損してしまった場合、無償で交換いたします。(年間 1 回まで)



お問い合わせ先



北海道オフィスマシン株式会社

TEL 011-632-5005

弊社営業担当 または インストラクターまでご連絡ください